

別表十七（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第14項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - 2 「株式等の保有割合8」の欄は、別表十七(三)付表一「5」及び「6」の株式等保有割合の合計、同表「7」及び「8」の議決権保有割合の合計又は同表「9」及び「10」の請求権保有割合の合計のいずれかの割合を記載します。ただし、内国法人と措置
 - 3 内国法人が措置法第66条の9の2第14項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。
- 法第66条の6第2項第1号に規定する外国関係会社との間に同項第5号に規定する実質支配関係がある場合には、記載を要しません。